ソーシャルビジネスローン「未来」

令和5年4月3日現在

項目	内 容
商品名	ソーシャルビジネスローン「未来」
ご利用いただける方	次の条件をすべて満たす方 ・NPO法人、介護サービス事業者、保育サービス事業者、その他社会的課題の解決に取り組む事業者、本件資金使途が社会的課題の解決に繋がる事業者のいずれかに該当する方 ・当金庫において判定した自己査定区分が、一定基準以上となる方 ・反社会的勢力に該当しない方 ・当金庫の会員となれる資格を有する方
お使いみち	運転資金 設備資金
お借入金額	1,000万円以内
お借入期間	運転資金5年以内(元金返済据置期間最長12ヵ月を含みます) 設備資金10年以内かつ購入する設備の耐用年数以内(元金返済据置期間最長12ヵ月を含みます)
お借入方法	証書貸付によりお借入れいただきます。
ご返済方法	元金均等返済 ※元金返済据置期間は最長12ヵ月です。 元金返済据置期間はお利息のみのご返済となります。
お借入利率	変動金利 ※お借入後の利率については、当金庫長期プライムレートを基準とし、前回基準日または実行時における当金庫長期プライムレートと比較し、その変動幅と同じ幅で利率を変動させます。 新利率の適用は、基準金利の変更のあった月の翌々月1日以降で最初に到来する約定返済日の翌日から適用します。
お利息の計算方法 (付利単位100円)	元金均等返済:日割計算となります。1年を365日とした日割により計算します。 下記の場合は日割で計算いたします。 (1)繰上返済の場合の未収利息 (2)延滞損害金
延滞損害金	ご返済が遅れた場合は、遅延した元金について年18.25%の延滞損害金を申し受けます。
金利情報	窓口にお問い合せください。
連帯保証人	法人:原則代表者を保証人としますが、当金庫の定める条件に当てはまる場合は、経営者保証を求めないこととします。 個人事業主:原則として不要です。
担保	原則として担保は不要です。
手数料	・お借入実行時、証書貸付用紙代550円(消費税込)を申し受けます。 ・ご返済条件の変更が必要となった場合は、条件変更手数料5,500円(消費税込)を申し受けます。ただし、変更時点のお借入残高が10万円未満の条件変更については、手数料が無料となる場合があります。 ・繰上返済時に次の繰上返済手数料を申し受けます。 繰上返済額(万円単位)×0.550% ただし、最低金額5,500円、上限金額は55,000円とし、5,500円を超える部分は不課税といたします。

商品概要説明書

項目	内 容
苦情処理措置• 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または銚子信用金庫お客さま相談窓口(9時~17時、電話:0120-600-181)にお申出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記銚子信用金庫お客さま相談窓口または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、銚子信用金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合せください。
その他参考となる事項	・ローンのご利用は、当金庫本支店のいずれか1店舗に限ります。 ・お申込みにあたっては審査がございます。結果によっては、ご希望に添えない場合もあります。 ・当金庫でのお借入れが合計700万円を超える場合は、当金庫の出資にご加入いただき、会員となっていただくことが必要です。 ・ご返済の試算は、当金庫ホームページまたは窓口でお受けいたします。